

1 補助対象医療機関

次のいずれかを満たす医療機関であること。ただし、令和2年度（2020年度）診療報酬改定で新設された「地域医療体制確保加算」を取得している場合は補助対象としない。

(1)	2次救急又は3次救急、かつ救急車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が1,000件以上2,000件未満を受け入れる医療機関
(2)	2次救急又は3次救急、かつ救急車受け入れが1,000件未満だが、夜間・休日・時間外入院件数が500件以上の医療機関
(3)	同一医療圏に他に2次、3次救急対応可能な医療機関が存在しないことや、都道府県として地域の中核的医療機関と認める医療機関が時間外労働規制により必要な対応ができなくなることにより、地域住民の医療へのアクセスに相当の時間がかかることなどの理由がある医療機関
(4)	急性期・高度急性期病棟を持つ総合周産期医療センター又は地域周産期医療センターの指定を受ける医療機関
(5)	大半が小児医療を提供し、小児救急医療を行う病院
(6)	「精神科救急医療体制整備事業」における精神科救急医療施設に指定され、夜間・休日の措置入院及び緊急措置入院の対応を12件/年（月平均1件）以上行っている精神科医療機関
(7)	超急性期脳卒中加算の算定が、25件/年程度以上の医療機関
(8)	急性心筋梗塞等に対する治療件数が、60件/年程度以上の医療機関
(9)	高度のがん治療を専門に行っている施設のうち、急性期・高度急性期病棟を持つ医療機関、移植医療等極めて高度な手術・病棟管理を行う医療機関、児童精神科を行う病院等
(10)	機能強化型在宅療養支援診療所（単独型）及び機能強化型在宅療養支援病院（単独型）の医療機関

※（1）、（2）の救急医療に係る実績は、1月～12月までの1年間における実績とする。なお、医療提供に関する実績については、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた診療報酬の臨時的な取扱いに準じるものとする。

2 交付要件

次の（1）から（4）のいずれをも満たすこと。

（1） 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。

（2） 月の時間外・休日労働が80時間を超える医師を雇用している若しくは雇用を予定している医療機関で、36協定において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えていること又は全員若しくは一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えた36協定の締結に向けた見直しを予定若しくは検討していること。

※ただし、他の医療機関へ医師派遣を行うことによって当該派遣される医師の労働時間が、やむを得ず長時間となる医療機関及び当該派遣医師を受け入れる医療機関については、年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えた36協定の締結や締結の検討を行うことについての要件は適用しない。

（3） 2024年までに

・B水準、連携B水準の指定を予定している医療機関（各水準に求められている条件を満たす医療機関に限る。）については、各水準の対象となる業務に従事する医師は、年の時間外・休日労働時間が1860時間以下、それ以外の医師は年の時間外・休日労働時間が960時間以下

・前記以外の医療機関については、年の時間外・休日労働時間が960時間以下となるよう次の①・②に留意し、当該保険医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」を作成すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。

① 現状の勤務医の勤務状況等を把握し、問題点を抽出した上で、具体的な取組み内容と目標達成年次等を含めた恒久的な勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画とするとともに、定期的に評価し、見直しを行うこと。

② 計画の作成に当たっては、次に掲げるア～キの項目を踏まえ検討した上で、必要な事項を記載すること。

- ア 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担の具体的内容
- イ 勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施
- ウ 前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間の確保（勤務間インターバル）
- エ 予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮
- オ 当直翌日の業務内容に対する配慮
- カ 交替勤務制・複数主治医制の実施
- キ 育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用

※1：あくまで例であり、全ての記載が必須ではない。

※2：実際に労働時間が短縮していることを、県が毎年、本事業の実績報告時に確認を行うものとする。

（4） 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項を当該保険医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。